

震災後を問う

一見、どこかで美しい山、山の風景写真。しかしそこ

と一写真家としてどう向き合うか。撮影は、そんな問いから始まった。明確な答えはないまま、2011年6月、福島県の川内や飯舘村などを訪れる。「人々

々は避難してしまつて、誰だぞ、自然と対話するようになつた。ただ美しい自然の風景だけがあつた。行き交つ人も車もない。心が動かされた景色に、直感的にシズカを向けた。以来、120回にわたつて福島県に連れ、定期的に同じ場所を撮影し続けてきた。た

そのスピードは、僕の予想を超えていた。一方で、変わらないものもあつた。うち捨てられた民家では、2年がたつても、窓辺には同じハンガートカーテンが掲げられたまま。「ある日突然、止まった日常が形として残っている。残酷でしたね」

出版話題

『先住民として権利を主張する人々』世界をどうよ

先住民からみる現代世界

全体問題として再考を

らがワールドワイドをどう描き出す書籍『先住民からみる現代世界』わたしたちのくあたりまへに挑む『昭和憲法』が発行された。沖縄についての論考

に急速に発展した台湾に対し、沖縄は現在も「先住民」としての自己認識が多くの人々に共有されるまでには至っていない」と指摘した。琉球弧の先住民協会(AIPR)の常任理事佐々木さんがコラム「差別主義と民族主義の精算」琉球民族の尊

やかひ・しん 高校国語教師。

問もなく 皇朝

選でいれは 遺

手袋を遺る 遺

今までの仕打ち

一瞬にして押し

手袋を遺る 遺

石の如く黙つ

夫は儼然と

この色を目の前

夫は儼然と

夫は儼然と

夫は儼然と

夫は儼然と

夫は儼然と

夫は儼然と

文化

後進性

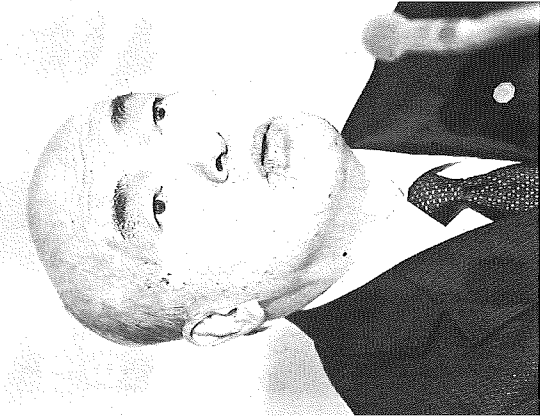
これらは積極的な情報操作で豊饒極まりないが、さらには広い範囲で行政一般において「言わない」ことによる情報コントロールも深刻化している。佐川宣壽閣

い「国会」民主主義社会の根幹が瓦解しつつある。すでに米軍基地問題で、中央政府は主権国家として役割を放棄しており、その意味で政権を維持する資格を持たないが、昨年からの中共侵襲で続く、公文書の意図的な隠蔽と改竄、そして国民を欺く「丁寧な説明」は、現時点で収まるどころか、まったく終わりが見えない。

しかも、住民は日本全体の大きな関心事で、公共性が高い辺野古新基地建設の問題を抱える行政の責任者としては、より一層の説明責任義務がある。継続的な定期的な会見を通じて、行政の透明性を担保し、開かれた政府を構築するというのが、日本においてまったく定着していないことが残念だ。そしてこうした情報

拒否がその象徴例だが、沖縄県内でも渡邊知武豊・新名護市長が定例会見を廃止することが話題になってい

山田 健太



憲法記念日前に記者会見する豊饒の菅野元首相(当時) 12017年

原則公開も閲覧認めず 「国民共有」の意識欠如

司法行政の隠蔽体質

公開・アカウントリテラシーの後進性は、行政だけの問題ではなく、日本の統治機構全体に遍在する根の深い問題である。

長官が会見拒否

なぜなら司法の世界も、その壁の厚さは行政に引けを取らないからだ。それは、寺田寿郎豊饒長官が1月8日に退任した際、定

例だった会見を聞かず、「黙して語らずが美徳であるかのように受け入れられている点からも明らかだ。

オウム真理教関連裁判がすべて終了したタリムンであったことも含め、長官がその職を辞するにあたり、報道機関の問いに一切答えないとは、「普通ではない」ことを確認しておく必要がある。司法権も公

権力の一翼を担って、その最責任者は司法行政について説明責任があるからだ。

しかも開かれた個別の裁判について「(個人として)一切答えない」と「(長官として)一切答えない」のでは、意味が異なることに無自覚ではないか。広報担当者の回答は後者であつて、これは司法の行政トランスとして「発言すべきではない」というメッセージを、明らかにした

0字余り、あまりに空疎な中身である。しかもそれ以外の「議事録」ほか「記録は残さない」という、政府方針が確認された伝えられている。

あるいは、「個々の意見を明らかにするのは好ましくないと皇室会議で合意した」というのが政府説明だ。異議があつたのかなかなかも含めて、一切口外を許さない政府の姿勢を、司法トランスがそのまま受け入れる姿勢を示すこと

い同法のペナルティについて説明を繰り返さないが(2008年9月参照)、例えば、裁判員裁判終了後に実施されている裁判員意見の記録も、当初は詳細なものが存在したが、市民からの開示請求を受け、翌年から簡潔なものに変更された。そもそも司法分野には、文書管理や情報公開に関する法制度が存在せず、現時点では、裁判所が自主的に有する「裁判所の保有する司法行政書の開示に関する事務の取扱要綱」(15年7月1日実施)に従

て、行政サービスとして私たちの尊厳に添っているにすぎないということになっている。

これは、公開に開かれている法廷に提出された裁判記録はあつたが、裁判の結果である判決文も、一撃市民にとって入手するまでには極めて限定的だ。具体的には、判決文は裁判所が自ら公表するものと、報道機関や商業雑誌を通じて目にするものがほぼすべてであつて、直接、判決文を含め裁判記録の開示を求める道が開かれている。

しかし法制度上は公開が原則で、刑事確定訴訟記録

もまた、司法の独立を自ら

原則と例外の逆転

しかし法制度上は公開が原則で、刑事確定訴訟記録

法では明確に「閲覧させなければならぬ」と規定されている。が実際は、同じ条文の例外規定が適用され、関係者のプライバシー保護を理由に、コピーはあ

り、ほぼ一律に閲覧をえられない。とりわけ記者の閲覧は「報道目的」であつてプライバシーの侵害が明らかであると判断されており、認められることは少ない。

これは、裁判記録も行政文書同様に公的文書であつて国民共有のものであるという認識が、決定的に欠けていることに起因している

そして、こうした情報は、情報隠蔽体質を委ねない限り、いかに裁判員裁判によって市民が司法に参加しても、施行当時盛んに掲げられた「司法を国民の手に」

このスローガンは空文化するだけだ。(豊修大学教授・言語学)

本欄の過去記事は、本紙ウェブサイトで読むことができます。2008年5月から8年分の記事をまとめた「見張塔からつと」(田畑豊臣)も発刊中。

やかひ・しん 高校国語教師。

問もなく 皇朝

選でいれは 遺

手袋を遺る 遺

今までの仕打ち

一瞬にして押し

手袋を遺る 遺

石の如く黙つ

夫は儼然と

この色を目の前

夫は儼然と

夫は儼然と

夫は儼然と

夫は儼然と

夫は儼然と

夫は儼然と